

# 道路運送法

## 第1章 総則

第1条 (目的) この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適切かつ合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の利益を保護する事とともに、道路運送の総合的な発達を図りもって公共の福祉を増進する事を目的とする。

第2条 (定義) この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車事業及び自動車事業をいう。

## 第2章 旅客自動車運送事業

第3条 (種類)

- (1) 一般旅客自動車運送事業
  - イ.一般乗合旅客自動車運送事業.
  - ロ.一般貸切旅客自動車運送事業
  - ハ.一般乗用旅客自動車運送事業
- (2) 特定旅客自動車運送事業

## 旅客自動車運送事業運輸規則

第1条 (目的) 旅客自動車運送事業の適正な運営を確保する事により、輸送の安全及び旅客の利便を図る。

第2条 (一般準則) 旅客自動車運送事業者は、安全、確実、迅速に運輸を遂行するよう努めなければならない。

4. 旅客自動車運送事業者の従業員は、その職務に従事する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を確保する事に努めなければならない。

第18条 (事故の場合の処置) 事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客の為に、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

- (1) 旅客の運送を断続する事。
- (2) 旅客を出発地まで送還する事。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、旅客を保護する事。

第19条 (事故による死傷者に関する処置) 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により旅客が死亡、又は負傷した時は、次の各号に掲げる事故を実施

しなければならない。

- (1) 死傷者のあるときは、速やかに応急手当その他の必要な処置を講ずる。
- (2) 死者又は重傷者のあるときは、速やかにその旨家族に通知する。
- (3) 遺留品を保管する。
- (4) 全各号に掲げるもののほか、死傷者を保護する事。

第24条 (点呼) 旅客自動車運送事業者は、運転者に対し点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保する為に必要な指示を与えなければならない。

- (1) 道路運送車両法、第47条の2第1項、第2項の規定による日常点検の実施又は、その確認
- (2) 疾病、疲労、飲酒、その他の理由により安全運転することができないおそれの有無。
- 2 旅客自動車運送事業者は、乗務終了した運転者に対し点呼を行い、事業用自動車、道路、運行状況について報告を求めなければならない
- 3 旅客自動車運送事業者は、前項の規定により点呼を行い、指示をした時は、運転者ごとに指示内容を記録し1年間保存しなければならない。

第25条 (乗務記録) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した時、次に掲げる事項を運転者ごとに記録しその記録を1年間保存しなければならない。

- (1) 運転車名
- (2) 乗務した登録番号
- (3) 乗務開始、通過地点、終了、乗務距離
- (4) 運転交替は日時と場所
- (5) 休憩、仮眠した場合は、その地点日時

第26条 (運行記録計による記録) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務車両の瞬間速度、運行距離、運行時間を、運行記録計に記録し1年間保存しなければならない。

第26条の2 (事故記録) 事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し当該営業所に3年間保存しなければならない。

- (1) 運転者氏名
- (2) 乗務した登録番号
- (3) 事故発生日時
- (4) 事故発生場所
- (5) 事故発生当事者「運転者を除く」
- (6) 事故概要「損害の程度を含む」
- (7) 事故原因

(8) 再発防止対策

第 28 条 2 (運行指示書により指示等) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに次に掲げる事項を記載し運行指示書を作成し運転者適切な指示するとともに、携行させなければならない。

- (1) 運行開始、終了地点、日時
- (2) 運転者の氏名
- (3) 運行経路、経由地、発車、到着の日時
- (4) 運行に際して注意箇所と位置
- (5) 乗務員の休憩地点、休憩時間「休憩がある場合に限る」
- (6) 乗務員の交替「場所、日時」
- (7) その他運行の安全確保するための必要な事

2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定により運行指示書を運行終了の日から 1 年間保存しなければならない

第 38 条 (乗務員監督) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない

2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、安全運転確保の為に遵守すべき事項について特別な指導を行い国土交通大臣が認定する適正診断を受けさせなければならない

- (1) 死傷者、負傷者が生じた事故を引き起こした者「(自損賠償法) 第 286 号」第 5 条第 2 号、第 3 号第 4 号)」
- (2) 運転者として新しく雇い入れた者
- (3) 高齢者「65 歳以上の者」

7 旅客自動車運送事業者は、非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの適切な指導をしなければならない